

他施設からうめだファミリークリニックへ凍結胚・凍結精子の輸送をお考えの方へ

【凍結胚・凍結精子・凍結卵子の輸送まで】

1. 今、胚、卵子、精子を保存されている施設（保管施設）との移送交渉は患者様ご自身で行って頂きます。
2. 当院にて保管されている施設名、電話番号、患者様の ID をお伺いします。
3. 当院から保管されている施設に移送対象物の保存方法などの確認の連絡をします。
4. 保管されている施設からの情報提供により当院で受入れ可能かを判断し、患者様にご連絡いたします。
5. 移送が可能な場合、患者様に移送日ならびに移送専用容器の貸し出しの確認を致しますので、保管されている施設との打ち合わせをお願いいたします。
6. 患者様から当院培養室宛てにご連絡頂き、日程の決定をします。
7. 移送当日必要となるもの
 - i. 保存同意書
 - ii. 廃棄同意書
 - iii. 保存料（3-4 万円）
 - iv. 印鑑
 - v. 保険証

注意事項

移送に関する当院培養室へのご連絡は 10：00～15：30（平日・土曜日）でお願い致します。

電話番号：06-6371-0363

国内の施設への移送は、液体窒素の取り扱いに関する法律により一般の宅急便業者などに依頼することが出来ないため、患者様ご自身でお願いします。（一部の施設は違法と知りつつも患者様の利便性を優先され宅急便業者を利用されていますが当院は法令厳守のため宅急便業者に凍結物を引き渡すことは出来ません）

国外の施設からの移送には専門業者を患者様自身でお探し頂く必要があります。

他施設から当院へ移送の場合は、凍結された精子や胚の状態とその凍結方法がわかる資料をご提出下さい。